

改定しました 佐賀県最低賃金

令和 3 年 10 月 6 日から

1 時間 8 2 1 円

(改定前 7 9 2 円)

精皆勤手当、通勤手当、家族手当及び時間外労働等割増賃金は最低賃金に算入されません。
特定（産業別）最低賃金は、別途決定されますが、陶磁器・同関連製品製造業については、
令和 3 年 10 月 6 日以降は、新たな陶磁器・同関連製品製造業の特定最低賃金が発効する
まで、佐賀県最低賃金 821 円(1 時間当たり)が適用されます。

詳しくは、**佐賀労働局労働基準部賃金室**または最寄りの**労働基準監督署**へ

☎0952 - 32 - 7179

佐 賀 ☎0952 - 32 - 7133

唐 津 ☎0955 - 73 - 2179

武 雄 ☎0954 - 22 - 2165

伊万里 ☎0955 - 23 - 4155